

# 第91期 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2025年6月26日（木曜日）午前10時

## 開催場所

東京都墨田区太平二丁目9番4号 三洋ビル 当社本社

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

## 議決権行使について

株主総会当日にご出席願えない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

## 行使期限：

2025年6月25日（水曜日）午後5時15分入力又は到着分まで

ご来場の株主様へのお土産は廃止させていただいております。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 目次

第91期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	22
計算書類	33
監査報告書	41
株主総会参考書類	47
第1号議案 剰余金処分の件	47
第2号議案 取締役（監査等委員である取締 役を除く。）6名選任の件	48
第3号議案 監査等委員である取締役1名選 任の件	51

株 主 各 位

証券コード 5958  
(発送日) 2025年 6 月10日  
(電子提供措置開始日) 2025年 6 月5日  
東京都墨田区太平二丁目9番4号

**三洋工業株式会社**

取締役社長 山岸 茂

## 第 9 1 期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第91期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会においては、株主総会資料の電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第91期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので下記ウェブサイトへアクセスのうえご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.sanyo-industries.co.jp/ir/kabunusi-soukai.html>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、下記ウェブサイトへアクセスし、「銘柄名（会社名）」に三洋工業または「コード」に当社証券コード5958を入力し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



本株主総会につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に対して、従来どおり一律に株主総会資料を書面にてお送りしております。

なお、当日ご出席願えない場合は、3頁の「議決権行使についてのご案内」のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいまして、2025年6月25日（水曜日）午後5時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都墨田区太平二丁目9番4号 三洋ビル 当社本社
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第91期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類  
監査結果報告の件
  2. 第91期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）  
計算書類報告の件

### 決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

### 4. 議決権行使についてのご案内

- ・提出された議決権行使書の賛否の欄に記載が無い場合は、各議案について賛成の表示があったとしてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合はインターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- ・インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sanyo-industries.co.jp/>）及び東証ウェブサイトにて修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月25日(水曜日)  
午後5時15分入力完了分まで



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月25日(水曜日)  
午後5時15分到着分まで



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月26日(木曜日)  
午前10時

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 股

御中

×××年 ×月×日

印刷取極

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
QRコード

見本!

○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

各議案につき賛否の記載が無い場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

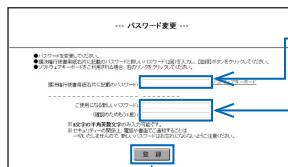
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
☎ 0120-768-524  
(受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な企業収益を背景に雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加等により個人消費や設備投資に持ち直しの動きがみられ、緩やかな回復が続きました。一方で、エネルギー価格、原材料費の高騰による物価上昇が個人消費や企業の設備投資に与える影響が懸念されました。また、欧米における高い金利水準の継続や中国における市況停滞の影響など海外景気の下振れリスクや、国際的な紛争の長期化、米国における政権交代などで、先行き不透明な状況にありました。

当社グループの関連する建築業界につきましては、新設住宅着工戸数は分譲住宅を除き、前年同期比において増加となりました。一方民間非居住建築物につきましては、店舗を除き着工床面積が減少となりました。当連結会計年度における建築需要は過年度と比較し、総じて低調な状況にありました。

こうした経営環境の中で当社グループは、最終年度を迎えた中期3ヵ年経営計画「SANYO VISION 76」に沿って、“サステナビリティ経営で次の世代、そして未来へと成長をつなぐ”を当社グループのキーワードとして、これまで実行してきた基本経営戦略を更に強化するとともに、「経済的価値」と「社会的価値」の両立を図る持続可能な成長企業を目指し邁進してまいりました。

具体的には、社会課題や市場ニーズを捉えた新製品開発に注力し、成長戦略商品の拡販や設計指定活動の強化、コスト低減に向けた諸施策及び無人化等による生産効率の向上に全力を傾注しました。また高騰を続ける原材料や物流費等への対応策として、グループ内での情報を共有化し、適正な販売価格への見直し及び改定を実施いたしました。

新製品につきましては、8月に大型物流倉庫向けの製品ラインナップの拡充として、最大壁下地高さ8.5m迄対応できる壁下地構成材「High SICCS (ハイシックス) 2500TWS」を発売しました。また10月には従来非住宅向けの天井製品を一般居室等へと用途拡大が期待できる「SESシーリングシリーズ」の発売、同じく10月に再生木材製デッキシステム/木目調面材「サニーデッキ SW-SJ」を発売いたしました。そして11月には天井の更なる軽量化が見込める地震対策用天井(超軽量天井)「かるてんSZシーリング(スタンダード仕様)」を発売し、耐震天井向けの製品ラインナップを拡充する新製品を市場投入しました。新製品の開発では、国産材の直交集成板(CLT)パネルを活用したフリーアクセスフロア「WOOD FLOOR UNIT3.2(仮称)」を三菱地所株式会社ほか4社と共同開発いたしました。

サステナビリティ経営への取り組みといたしましては、環境マネジメントシステム認証(「ISO 14001」及び「エコアクション21」)を継続して取得しました。また3年連続で「健康経営優良法人」に認定されました。「人材育成方針」に基づく研修と、コンプライアンスについての教育研修を実施するなどコーポレートガバナンスの充実を図り、持続的な成長に向けた経営基盤の強化にグループ全体で取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における経営成績は、全体の売上高は29,516百万円（前期比3.2%減）となり、利益面につきましては、営業利益は2,061百万円（前期比16.0%減）、経常利益は2,286百万円（前期比14.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益1,588百万円（前期比14.4%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

① 三洋工業

軽量壁天井下地につきましては、ビル及び商業施設用の一般製品の受注が堅調に推移しましたが、戸建住宅用製品は新設住宅着工戸数の伸び悩みにより受注が減少したことから、軽量壁天井下地全体の売上高は減少となりました。

床システムにつきましては、学校体育館用の鋼製床下地材製品やマンションなど集合住宅用の遮音二重床製品が好調に推移したことから、床システム全体の売上高は増加となりました。

また、アルミ建材につきましては、外装パネルは伸長したものの、アルミ笠木が横ばいで推移したことや、エキスパンションジョイント・カバーや手摺の受注が落ち込んだことからアルミ建材全体の売上高は減少となりました。

この結果、売上高は23,383百万円（前期比3.7%減）、セグメント利益は1,407百万円（前期比19.2%減）となりました。

② システム子会社

当社の子会社であるシステム会社（株式会社三洋工業九州システムほか）につきましては、主力取扱い製品である体育館用鋼製床下地材製品やその他床関連製品を中心に設計指定活動と積極的な受注活動を展開してまいりました。しかしながら都市部では受注が堅調であったものの、その他地域においては物件数の減少と、それに伴う受注競争の影響を受けたことなど厳しい市況環境にあったことから、システム会社全体の売上高は6,901百万円（前期比4.8%減）、セグメント利益は484百万円（前期比19.8%減）となりました。

③ その他

その他につきましては、売上高は811百万円（前期比16.7%増）、セグメント利益は36百万円（前期比2,041.9%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は1,126百万円であり、その主なものは生産用設備の更新及び試験施設棟（建設中）などによるものであります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の経済情勢につきましては、雇用・所得環境の改善を背景に、景気は内需を中心に緩やかな回復傾向が続くものと予測されています。企業においては、業種にもよるものの底堅い設備投資が支えとなり、中長期的な投資活動が継続すると予測されています。その一方で米中貿易摩擦の激化や米国の関税政策が米国のみならず世界経済を下押しするリスクもあることなどから、先行きはより一層不透明感が増しています。

当社グループを取り巻く2025年度の建築市場につきましては、堅調な投資が行われるため、概ね政府分野投資、民間住宅投資、民間非住宅建設投資ともに前年度比で同水準もしくは微増で推移するものと予測されています。

当社グループの対処すべき課題といたしましては、様々な環境変化（顧客・市場・社会）に対し、これまで培ってきた当社グループの強みを原動力に、《価値創造プロセス》に沿って新たな提供価値を創出していくとともに、既存ビジネスからの変革を加速させていくことが重要な課題であると認識しております。

こうした認識のもと当社グループでは、100年企業を目指し、長期ビジョン「未来の『快適』を生み出す、環境共創カンパニーの実現」を設定し、2025年度を初年度とする新中期3ヵ年経営計画「SANYO VISION 79」に基づき、将来を見据えた成長基盤の確立と収益性の拡大に挑戦してまいります。また「人材育成方針」「社内環境整備方針」に沿って、人材を資本と捉え、ESG（環境・社会・ガバナンス）投資への対応やSDGs（持続可能な開発目標）への積極的な取り組みを通じて企業の存在価値を高め、ステークホルダーとの良好な関係をつくり、社会から必要とされる価値創造グループを目指してまいります。

当社グループが《価値創造プロセス》に沿って社会へ提供する価値は、経営理念である「快適空間の創造」をはじめ、「革新的な製品・事業の創出」、「働き甲斐のある職場」、「CO<sub>2</sub>排出量の削減・環境負荷の低減」、「地域社会への貢献（建築・雇用創出）」、そして「ステークホルダーへの様々な価値の還元」であります。これらの提供価値を実現させるため、また、既存ビジネスからの変革を加速するため、『高付加価値化追求に向けた事業基盤強化とサステナブル経営推進による企業価値向上』を基本方針に掲げた「SANYO VISION 79」の5つの戦略施策をグループ全社でしっかりと実行してまいります。具体的には、「持続的成長への基盤づくりとデ

ータを活用した営業活動の高度化」、「新事業創造への挑戦に向けた重点分野の調査」、「持続的成長実現に向けた生産・購買・研究開発機能の基盤構築」、「中期事業戦略の推進に向けた攻めの財務基盤の確立」、「サステナブル経営強化に向けた経営システムのアップデート」といった戦略施策に基づき、事業基盤強化とサステナブル経営を推進していきます。「経済的価値」と「社会的価値」を両立する持続可能な価値創造グループを目指し、ステークホルダーと協働共栄で事業活動に取り組み、中長期的な企業価値の向上の実現に向けて邁進してまいります。

また、当社グループは、法改正等への対応に適切に取り組むと同時に、内部統制システムの運用と経営の公正性、透明性及び効率性を高め、コーポレートガバナンスの一層の充実化と強化に取り組むとともに、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応をはかりながら、皆様のご期待に添えるよう鋭意努力してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	第88期 (自2021年4月 1日 至2022年3月31日)	第89期 (自2022年4月 1日 至2023年3月31日)	第90期 (自2023年4月 1日 至2024年3月31日)	第91期(当期) (自2024年4月 1日 至2025年3月31日)
売 上 高(百万円)	24,533	28,283	30,484	29,516
経 常 利 益(百万円)	1,084	1,988	2,669	2,286
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	735	1,621	1,856	1,588
1株当たり当期純利益	216円88銭	479円48銭	556円44銭	497円23銭
総 資 産(百万円)	26,239	28,679	30,922	29,895
純 資 産(百万円)	17,143	18,440	20,188	20,970

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 三 洋 工 業 九 州 シ ス テ ム	百万円 30	% 100.0	建 築 用 金 物 ・ 資 材 の 販 売 及 び 施 工
株 式 会 社 三 洋 工 業 東 北 シ ス テ ム	30	100.0	建 築 用 金 物 ・ 資 材 の 販 売 及 び 施 工
株 式 会 社 三 洋 工 業 北 海 道 シ ス テ ム	20	100.0	建 築 用 金 物 ・ 資 材 の 販 売 及 び 施 工
株 式 会 社 三 洋 工 業 東 京 シ ス テ ム	20	100.0	建 築 用 金 物 ・ 資 材 の 販 売 及 び 施 工
フ ジ オ カ エ ア ー タ イ ト 株 式 会 社	30	100.0	建 築 用 金 物 ・ 資 材 の 販 売
ス ワ ン 商 事 株 式 会 社	30	100.0	建 築 用 金 物 ・ 資 材 の 製 造 、 販 売 及 び 施 工
三 洋 U D 株 式 会 社	20	100.0	建 築 用 金 物 ・ 資 材 の 販 売

(7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

下記製品の製造・販売及び施工

軽量壁天井下地、床システム、アルミ建材、一般建材商品、換気・採光製品

(8) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

① 当社

本社：東京都墨田区太平二丁目9番4号

支店：関東（東京都墨田区）、北関東（埼玉県さいたま市）

名古屋（愛知県名古屋市）、大阪（大阪府吹田市）、広島（広島県広島市）

九州（福岡県古賀市）、東北（宮城県仙台市）、北海道（北海道札幌市）

工場：関東（埼玉県久喜市）、埼玉（埼玉県加須市）

茨城（茨城県古河市）、福岡（福岡県古賀市）

仙台（宮城県仙台市）、札幌（北海道札幌市）

② 子会社

- 株式会社三洋工業九州システム（福岡県福岡市）
- 株式会社三洋工業東北システム（宮城県仙台市）
- 株式会社三洋工業北海道システム（北海道札幌市）
- 株式会社三洋工業東京システム（東京都墨田区）
- フジオカエアータイト株式会社（東京都板橋区）
- スワン商事株式会社（福井県坂井市）
- 三洋UD株式会社（東京都墨田区）

(9) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
三洋工業	307名	9名増
システム子会社	48名	4名増
その他	26名	1名増
合計	381名	14名増

(注) 上記の従業員には、契約社員、パートタイマー及び臨時社員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
307名	9名増	42.9歳	16.6年

(注) 上記の従業員には、契約社員、パートタイマー及び臨時社員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（2025年3月31日現在）

借入先	当連結会計年度末借入金残高
株式会社みずほ銀行	300
株式会社三菱UFJ銀行	300

百万円

## 2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,149,128株 (自己株式370,872株を除く)
- (3) 株主数 2,373名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三 洋 工 業 協 力 会 社 持 株 会	524,669株	16.66%
株 式 会 社 T N N ア ド バ イ ザ ー ズ	198,100	6.29
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	184,300	5.85
三 洋 工 業 社 員 持 株 会	93,315	2.96
中 谷 登 世 子	90,546	2.88
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	82,852	2.63
山 岸 文 男	78,400	2.49
ト ー ケ ン 工 業 株 式 会 社	71,700	2.28
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	63,250	2.01
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	61,301	1.95

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (370,872株) を控除して計算しております。  
2. 当社は自己株式370,872株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
特記すべき事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 岸 茂	
常務取締役	鈴木 将 晴	開発統括部長兼技術研究所長
常務取締役	武 田 眞 吾	生産統括部長兼購買担当
常務取締役	吉 見 紀 昭	営業統括部長兼子会社担当
取締役	園 田 崇 之	財務部長兼情報管理部長
取締役	大 内 一 彦	総務部長兼経営企画室長兼法務監査担当
取締役 (監査等委員・常勤)	原 田 実	
取締役 (監査等委員)	堀之北 重 久	公認会計士堀之北重久事務所代表 株式会社東陽テクニカ社外監査役 株式会社しまむら社外監査役
取締役 (監査等委員)	萩 原 園 子	渡部総合法律事務所弁護士 東京新宿青果株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）である堀之北重久、萩原園子の両氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役（監査等委員）である堀之北重久、萩原園子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）の堀之北重久氏は、公認会計士堀之北重久事務所代表及び株式会社東陽テクニカ、株式会社しまむらの社外監査役であります。当社と公認会計士堀之北重久事務所及び兼職先との間に特別な利害関係はありません。
4. 取締役（監査等委員）の萩原園子氏は、渡部総合法律事務所弁護士及び東京新宿青果株式会社社外監査役であります。当社と渡部総合法律事務所及び兼職先との間に特別な利害関係はありません。
5. 取締役（監査等委員）である堀之北重久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役（監査等委員）の萩原園子氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
7. 情報収集の充実を図り、法務監査室等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、原田 実氏を常勤の監査等委員として選定しております。
8. 後藤馨悦氏は、2025年2月12日に逝去により取締役（監査等委員）を退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 取締役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	8名 （一名）	133百万円 （－円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	6名 （4名）	32百万円 （15百万円）
合 計 （うち社外役員）	14名 （4名）	166百万円 （15百万円）

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の支給限度額は、2016年6月28日開催の第82期定時株主総会において、年額180百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与等を除く。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名です。

また、当社の取締役（監査等委員）の支給限度額は、2016年6月28日開催の第82期定時株主総会において、年額42百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年2月8日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する決定方針の内容について、独立社外取締役から適切な関与・助言を受けております。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ア 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬の決定に当たっては、独立社外取締役からの適切な関与・助言を得るとともに、取締役会に各取締役の報酬を開示し、取締役会の決議により決定しております。

なお、監査等委員である取締役の個人別の報酬については、監査等委員会の協議により決定しております。

イ 取締役の個人別の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬は、世間水準及び経営内容、従業員給与などを考慮して設定した役位別「月額報酬表」を基に、業績及び従業員賞与の水準を勘案した賞与相当分を加え基本報酬とし、支給方法は定期同額給与として毎月一定の時期に支払うものとしております。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況と社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	主な活動状況
取締役（監査等委員）	堀之北 重久	同氏は、当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回全てに、また監査等委員会14回のうち14回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会等において、会計監査等について適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員）	後藤 馨悦	同氏は、当事業年度において2025年2月12日に逝去されるまでに開催された取締役会15回のうち13回、また監査等委員会14回のうち12回に出席し、他社での企業経営に関する専門知識に基づき、取締役への牽制的立場と外部からの視点による適切な発言を行っておりました。また、監査等委員会等において、コーポレートガバナンス並びに内部監査等について適宜、必要な発言を行っておりました。
取締役（監査等委員）	萩原 園子	同氏は、当事業年度の在任期間中に開催された取締役会12回のうち12回全てに、また監査等委員会10回のうち10回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会等において、コンプライアンス体制及び内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が1回ありました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役（監査等委員）は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。

また、2025年2月12日をもって逝去された社外取締役（監査等委員）後藤馨悦氏とも、同様の契約を締結しておりました。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を次のとおり保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、すべての個人被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

① 個人被保険者の範囲

当社及びグループ会社のすべての役員、監査等委員、執行役員

② 保険契約の内容の概要

個人被保険者が会社の業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に株主または第三者から個人被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、個人被保険者が被る損害賠償金、訴訟費用等を補償するもの。但し、個人被保険者の犯罪、不正、詐欺行為、または意図的に違法行為を行い損害賠償請求がなされた場合は、補償対象外とする。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称  
有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び監査等委員会が同意した理由

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等  
53百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
53百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の妥当性及び適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価などの算出根拠や内容を精査した結果、当該報酬等の額は相当であるものと判断し同意しております。

(4) 非監査業務の内容  
該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築の基本方針）についての決定内容は、以下のとおりであります。

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役及び使用人を含めたグループ全体の行動規範として、当社グループの経営理念、行動指針、基本経営方針及びサステナビリティ基本方針に基づき、コンプライアンス基本規程の遵守に努める。
- ② 取締役会については、取締役会規程に基づき、適切な運営を図る。取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、法令・定款の違反行為を未然に防止する。
- ③ 取締役（監査等委員であるものを除く。）の業務の執行に関する監督機能の維持及び強化のため、社外取締役を選任する。また、監査等委員である取締役は取締役会に毎回出席し、適宜意見を述べるほか、取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務執行状況について監督を行う。
- ④ 取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務執行については、監査等委員会の定める監査計画書に従い、監査等委員会が適正に監査を行い、経営機能に対する監査強化を図る。
- ⑤ 取締役（監査等委員であるものを除く。）が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告し、その是正を図る。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書取扱規程及び情報セキュリティ規程に従って適切に作成、保存または廃棄を行う。

### (3) 当社並びに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理については、所管業務を担当する当社の当該部門が主管し、グループ全体に対してそれぞれ責任をもってこれに当たる。なお、不測の事態に備えた危機管理規程に基づき、発生時においては、当社取締役社長を本部長とする対策本部を直ちに設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を敷く。

**(4) 当社並びに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① グループ全体の中期経営計画を定め、グループ全体及びグループ各社として達成すべき目標とともに、部門ごとにそれぞれの目標を明確化する。
- ② 定期的あるいは臨時に開催される当社取締役会においては、当社グループの経営方針及び経営戦略に係る重要事項を審議・決議するとともに、当社取締役の職務執行が適切に行われているかどうかを相互に監督する。また、当社取締役会で決議された業務執行方針に基づき、経営上の諸課題について機動的に対応するため、定期的に経営会議を開催し、業務の執行に関する重要事項の検討と具体策を立案し、必要に応じて当社取締役会に上申する。
- ③ 当社取締役会の決定に基づくグループ各社の業務執行については、各社の組織規程、その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行する。

**(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- ① 使用人の法令・定款遵守の意識をより一層高めるため、コンプライアンス基本規程に定める行動基準をグループ全社員に周知徹底させる。
- ② 内部監査及びコンプライアンスを統括する法務監査室の役割機能を強化するとともに、法務監査室によるコンプライアンスの教育・研修を継続的に行う。
- ③ 取締役は当社グループにおける重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
- ④ 法令違反、その他コンプライアンスに関する事実についてのグループ全体の社内報告体制として、「内部通報制度」の適切な運用を図る。
- ⑤ 監査等委員会は、当社の法令遵守体制及び内部通報制度の運用に問題があると認めた場合は、取締役会または代表取締役に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

(6) **当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制、及び子会社の重要事項の当社への報告に関する体制**

- ① 子会社に対する主要業務を関係会社管理規程に定め、適正な管理を行う。
- ② 経営管理については、子会社担当役員を置き、子会社経営の重要事項に関して適宜報告を求めて管掌を行うとともに、子会社の監査役等と常時、意思疎通及び情報交換を行い、必要な場合は自ら直接監査を実施する。
- ③ コンプライアンス基本規程に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の向上を図る。
- ④ 当社取締役は、グループ会社において、法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、当社グループの内部通報に関する規程に基づき対応を行う。
- ⑤ 子会社が当社からの経営管理、経営指導内容に法令違反、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合は、当社グループの内部通報に関する規程に基づき対応を行う。
- ⑥ 内部統制システムがより適切に機能するように必要に応じて組織体制の見直し、改編を行う。

(7) **監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人、並びに当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性、及び当社監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会を補助すべき使用人に関する規程に基づき、監査等委員会の要請に応じて当社の使用人から監査等委員会補助者を任命する。なお、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の要請に基づき補助を行う際は、監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。また、当該使用人の任命、解任、人事異動、人事評価に関しては、監査等委員会の事前の同意を得る。

(8) **当社並びに子会社の取締役及び使用人が当社監査等委員会に報告するための体制その他の当社監査等委員会への報告に関する体制、及び当社監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ① 当社並びに子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損失を及ぼす恐れのある事実が発生したとき、あるいは当該取締役及び使用人による違法または不正な行為を発見したときは、当社グループの内部通報に関する規程に基づき対応を行う。
- ② 当社取締役は、定期的または不定期に各部門のリスク管理体制について、当社監査等委員会に報告する。
- ③ 当社グループの内部通報に関する規程において、当社グループの取締役及び使用人が当社監査等委員または外部の法律事務所に通報できること、及び当該通報をしたこと自体による不利な取扱いを受けないことを明記する。

(9) **監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査等委員会は、代表取締役及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行うほか、取締役（監査等委員であるものを除く。）は監査等委員の重要な会議への出席を確保する。

また、法務監査室の責任者は、当社監査等委員会と綿密な意思疎通及び連携を図り、効果的な監査業務の遂行に協力する。

(11) **財務報告の信頼性を確保するための体制**

財務報告の信頼性を確保するために必要な内部統制システムの整備、運用、評価を継続的に進め、不備に対する必要な是正措置を講ずる。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力や団体等との関係は断固拒絶し、これらに関係する企業、団体及び個人とは一切取引を行わない。

また、平素から警察等外部の専門機関や諸団体との連携強化に努めるとともに、当社グループの「コンプライアンス・マニュアル」及び「反社会的勢力に対する対応マニュアル」において、反社会的勢力等に対する対処を含めた行動指針を定め、グループ全社員への周知徹底を図っている。

(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスへの取り組みについて

コンプライアンス研修によるコンプライアンスの浸透・徹底に努めるとともに、グループ全社員が対象のコンプライアンステストの実施により、コンプライアンスの徹底状況のモニタリングを実施いたしました。なお、当該研修及びテスト結果につきましては、取締役会に報告しております。

② リスク管理体制について

リスク管理に関する事項については、対応を主管する各取締役から、適宜取締役会に報告されております。また内部監査部門である法務監査室は、内部監査規程に基づき内部監査を実施しており、「実地監査報告書」にて報告しております。

③ 取締役の職務執行について

当事業年度は、取締役会を16回開催しており、取締役会には独立性を保持した社外取締役（監査等委員）が、各々の見地から適切な発言を行うなど、当社グループ全体の重要な職務に関する意思決定を監督しております。

④ 監査等委員の職務執行について

当事業年度は、監査等委員会を14回開催しており、経営の適法性、コンプライアンス等に関して広範な見地から意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。

また、監査等委員は、当社取締役社長と定期的に面談を実施するとともに、法務監査室との情報交換会を定期的に開催し、情報収集をしたうえで、重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類の点検などを行い、取締役の職務執行について、厳正で実効性の高い監査を行いました。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様への利益還元を重要な経営政策の一つと考えており、会社の収支状況を基に、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

(参考：今後の配当方針の変更について)

中期3ヵ年経営計画で記載のとおり、今後は連結配当性向45%以上を目途に配当金額の維持向上に努めてまいります。

# 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>20,362</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,057</b>
現金預金	9,646	支払手形及び買掛金	2,007
受取手形、売掛金及び契約資産	5,600	電子記録債務	3,910
電子記録債権	2,603	短期借入金	665
商品及び製品	1,474	未払金	479
仕掛品	169	未払法人税等	160
原材料及び貯蔵品	753	賞与引当金	512
その他	115	役員賞与引当金	35
<b>固定資産</b>	<b>9,533</b>	その他	285
<b>有形固定資産</b>	<b>6,642</b>	<b>固定負債</b>	<b>868</b>
建物及び構築物	2,417	繰延税金負債	297
機械装置及び運搬具	499	退職給付に係る負債	48
土地	2,732	その他	522
建設仮勘定	629	<b>負債合計</b>	<b>8,925</b>
その他	363	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>125</b>	<b>株主資本</b>	<b>20,312</b>
ソフトウェア	100	資本金	1,760
その他	25	資本剰余金	1,168
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,764</b>	利益剰余金	18,309
投資有価証券	1,027	自己株式	△925
繰延税金資産	10	その他の包括利益累計額	657
退職給付に係る資産	765	その他有価証券	528
賃貸不動産	828	評価差額金	
その他	143	退職給付に係る	128
貸倒引当金	△10	調整累計額	
<b>資産合計</b>	<b>29,895</b>	<b>純資産合計</b>	<b>20,970</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>29,895</b>

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 連結損益計算書

(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		29,516
売 上 原 価		20,915
売 上 総 利 益		8,601
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,540
営 業 利 益		2,061
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	37	
受 取 賃 貸 料	177	
売 電 収 入	36	
作 業 く ず 売 却 益	32	
そ の 他	21	305
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3	
不 動 産 賃 貸 費 用	50	
売 電 費 用	14	
保 険 解 約 損	11	
そ の 他	1	80
経 常 利 益		2,286
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1	
減 損 損 失	6	7
税金等調整前当期純利益		2,279
法人税、住民税及び事業税	637	
法人税等調整額	53	690
当 期 純 利 益		1,588
親会社株主に帰属する当期純利益		1,588

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日)  
(至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,760	1,168	17,091	△526	19,494
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△371		△371
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,588		1,588
自 己 株 式 の 取 得				△398	△398
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,217	△398	818
当 期 末 残 高	1,760	1,168	18,309	△925	20,312

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	502	191	694	20,188
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△371
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				1,588
自 己 株 式 の 取 得				△398
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	26	△62	△36	△36
当 期 変 動 額 合 計	26	△62	△36	781
当 期 末 残 高	528	128	657	20,970

招集  
通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類

「連結注記表」

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社は、(株)三洋工業九州システム、(株)三洋工業東北システム、(株)三洋工業北海道システム、(株)三洋工業東京システム、フジオカエアータイト(株)及びスワン商事(株)の6社であります。

② 主要な非連結子会社の名称

三洋UD(株)

③ 非連結子会社を連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日と連結決算日は一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

ア 有価証券

関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のあるもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のないもの…移動平均法による原価法

イ 棚卸資産

棚卸資産の評価……………先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産及び賃貸不動産（リース資産を除く）

ア 建物

1998年3月31日以前に取得した建物……………定率法

1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）……………定額法

イ 建物附属設備・構築物

2016年3月31日以前に取得した建物附属設備・構築物……………定率法

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備・構築物……………定額法

ウ その他……………定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

ア 貸倒引当金

債権（売掛金等）の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

イ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ウ 役員賞与引当金

連結子会社は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。）を適用しており、当社グループは、主な収益を当社建築用金物・資材等の据付・施工を含む工事契約から生じる収益及びこれら当社製品の販売から生じる収益と認識しております。

工事契約に関しては、主にビルや商業施設、集合住宅等の新築及びリニューアル工事の一環として、壁天井下地や床システム等の工事の施工を請け負うものであり、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定期間にわたり収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価の見積工事原価総額に占める割合に基づき行っております。

ただし、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

当社グループの製品販売は、主に国内顧客に対して顧客との販売契約に基づいて建築用金物・資材等を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品

に対する支配を獲得して充足されるものの、出荷時点からその支配が顧客に移転されるまでの期間はごく短いため、出荷時点を履行義務の充足とみなし収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

ア 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

イ 数理計算上の差異の費用処理方法

各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

## 2. 収益認識に関する注記

### (1) 収益の分解

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他(注)	合 計
	三洋工業	システム子会社	計		
一定時点で移転される財又はサービス	11,526	482	12,009	420	12,429
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	10,733	6,144	16,878	208	17,087
顧客との契約から生じる収益	22,260	6,627	28,887	628	29,516
外部顧客への売上高	22,260	6,627	28,887	628	29,516

(注)「その他」区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、フジオカエアータイト(株)及びスワン商事(株)を含んでおります。

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」の(4) 会計方針に関する事項の④収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、主に工事請負契約等において、進捗度の測定に基づいて認識した収益にかかる未請求売掛金であり、工事完了後顧客の検収時に売上債権へ振り替えられます。契約負債は、主に当該工事請負契約における顧客からの前受金であります。

契約資産及び契約負債の残高は、「連結貸借対照表に関する注記」に記載のとおりであります。

なお、当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、20百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の金額及びそのうち将来認識されると見込まれる金額は以下のとおりであります。

1年以内	1,244百万円
1年超	49百万円
合計	1,293百万円

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定期間にわたり認識した収益 17,087百万円

履行義務の充足に係る進捗度（以下、進捗度という。）に基づく収益認識にあたっては、工事収益総額、工事原価総額及び連結会計年度末における進捗度を合理的に見積もる必要があります。

進捗度の見積りにあたっては、各報告期間の期末日までに発生した工事原価の見積工事原価総額に占める割合に基づき行っております。また、進捗度に基づく収益認識の基礎となる工事原価総額は工事契約ごとに工事予算管理資料を使用して見積もっております。

工事原価総額の見積りは、当連結会計年度末に施工中の工事の内容や工期に重要な変更がないものと仮定して作成しておりますが、工事契約締結後の工事契約を取り巻く状況変化によって工事内容や工期に変更が生じる可能性があり、その見積りに不確実性を伴っております。

その結果、翌連結会計年度の連結財務書類において進捗度に基づく収益認識金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 「受取手形、売掛金及び契約資産」に含まれる顧客との契約から生じた債権、契約資産の残高及び流動負債の「その他」に含まれる契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権	4,697百万円
契約資産	903百万円
契約負債	6百万円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

(単位：百万円)

資	産	金	額
建	物		175
土	地		610
	計		785

② 担保に係る債務

(単位：百万円)

債	務	金	額		
短	期	借	入	金	665
	計		665		

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

11,158百万円

(4) 賃貸不動産の減価償却累計額

326百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売上原価

13百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

3,520,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決	議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基	準	日	効	力	発	生	日		
2024年6月26日	定	時	株	主	総	会	普	通	株	式	213	65円00銭	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年11月8日	取	締	役	会	普	通	株	式	157	50円00銭	2024年9月30日	2024年12月3日		

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの  
2025年6月26日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	173	55円00銭	2025年3月31日	2025年6月27日

(注) 配当原資については、利益剰余金を予定しております。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産に限定して運用し、資金調達については金融機関の借入等によっております。

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。

当該リスクに関しましては、当社グループの「与信管理規程」に従い、常時販売活動を通じて取引先の信用状況を把握し、不良債権の抑止に努めております。また、必要に応じ、不動産への担保設定、保証金の取得など適切な債権保全策を行っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日のものです。

借入金は、運転資金（主に短期）及び設備投資資金（主に長期）に係る資金調達です。

また、営業債務や未払金並びに借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは各社が月次に資金繰表を作成することなどにより、流動性リスクを管理しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、次表に含まれておりません。

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 投資有価証券 其他有価証券	1,000	1,000	—

(注) 市場価格のない株式

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額
非上場株式	26

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳などに関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した  
時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 その他有価証券	1,000	－	－	1,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

**8. 賃貸等不動産に関する注記**

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
972	2,098

※連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

※当期末の時価は、主として「路線価による相続税評価額」に基づいて自社で算定した金額であります。

**9. 1株当たり情報に関する注記**

1株当たり純資産額	6,659円01銭
1株当たり当期純利益	497円23銭

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>16,873</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,035</b>
現金預金	8,095	支払手形	98
受取手形	932	電子記録債権	3,283
電子記録債権	1,966	買掛金	1,128
売掛金	2,886	短期借入金	1,250
契約資産	602	リース債権	33
商品及び製品	1,409	未払金	456
仕掛品	159	未払法人税等	79
原材料及び貯蔵品	662	前受金	16
前払費用	95	賞与引当金	430
短期貸付金	51	その他の他	258
その他の他	11	<b>固定負債</b>	<b>706</b>
<b>固定資産</b>	<b>9,107</b>	リース債権	156
<b>有形固定資産</b>	<b>5,969</b>	繰延税金負債	211
建物	2,283	その他の他	338
構築物	51	<b>負債合計</b>	<b>7,741</b>
機械装置	487	<b>(純資産の部)</b>	
車両運搬具	12	<b>株主資本</b>	<b>17,780</b>
工具器具備品	195	資本金	1,760
土地	2,145	資本剰余金	1,168
リース資産	164	資本準備金	1,168
建設仮勘定	629	利益剰余金	15,776
<b>無形固定資産</b>	<b>120</b>	利益準備金	440
ソフトウェア	100	その他利益剰余金	15,336
その他の他	20	固定資産圧縮積立金	76
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,017</b>	別途積立金	10,700
投資有価証券	892	繰越利益剰余金	4,560
関係会社株	189	<b>自己株式</b>	<b>△925</b>
長期貸付金	487	評価・換算差額等	459
前払年金費用	497	その他有価証券	459
貸付不動産	828	評価差額金	
その他の他	129	<b>純資産合計</b>	<b>18,239</b>
貸倒引当金	△7	<b>負債・純資産合計</b>	<b>25,981</b>
<b>資産合計</b>	<b>25,981</b>		

# 損益計算書

(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	23,383
売 上 原 価	16,638
売 上 総 利 益	6,744
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,337
営 業 利 益	1,407
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 ・ 配 当 金	439
受 取 賃 貸 料	198
売 電 収 入	36
経 営 指 導 料	109
そ の 他	49
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	4
不 動 産 賃 貸 費 用	50
売 電 費 用	19
保 険 解 約 損	11
そ の 他	0
経 常 利 益	2,155
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	1
減 損 損 失	6
税 引 前 当 期 純 利 益	2,148
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	455
法 人 税 等 調 整 額	42
当 期 純 利 益	1,651

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 株主資本等変動計算書

(自 2024年 4月 1日)  
(至 2025年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		繰 越 利 益 剰 余 金	
			固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金			
当 期 首 残 高	1,760	1,168	440	76	10,000	3,980	14,496
当 期 変 動 額							
剰余金の配当						△371	△371
当 期 純 利 益						1,651	1,651
自己株式の取得							
別途積立金の積立					700	△700	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	700	579	1,279
当 期 末 残 高	1,760	1,168	440	76	10,700	4,560	15,776

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券評価差額金	
当 期 首 残 高	△526	16,899	432	17,332
当 期 変 動 額				
剰余金の配当		△371		△371
当 期 純 利 益		1,651		1,651
自己株式の取得	△398	△398		△398
別途積立金の積立				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			26	26
当 期 変 動 額 合 計	△398	880	26	907
当 期 末 残 高	△925	17,780	459	18,239

「個別注記表」

1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
棚卸資産の評価……先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法  
子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法  
その他有価証券  
市場価格のあるもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
市場価格のないもの……移動平均法による原価法
- (3) 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産及び賃貸不動産（リース資産を除く）  
ア 建物  
1998年3月31日以前に取得した建物……定率法  
1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）……定額法  
イ 建物附属設備・構築物  
2016年3月31日以前に取得した建物附属設備・構築物……定率法  
2016年4月1日以降に取得した建物附属設備・構築物……定額法  
ウ その他……定率法  
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法  
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (4) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金  
債権（売掛金等）の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

#### ア 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

#### イ 数理計算上の差異の費用処理方法

各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

### (5) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。）を適用しており、当社グループは、主な収益を当社建築用金物・資材等の据付・施工を含む工事契約から生じる収益及びこれら当社製品の販売から生じる収益と認識しております。

工事契約に関しては、主にビルや商業施設、集合住宅等の新築及びリニューアル工事の一環として、壁天井地下や床システム等の工事の施工を請け負うものであり、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定期間にわたり収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価の見積工事原価総額に占める割合に基づき行っております。

ただし、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

当社グループの製品販売は、主に国内顧客に対して顧客との販売契約に基づいて建築用金物・資材等を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されるものの、出荷時点からその支配が顧客に移転されるまでの期間はごく短いため、出荷時点を履行義務の充足とみなし収益を認識しております。

## 2. 収益認識に関する注記

### (1) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項」の（5）収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定期間にわたり認識した収益 10,733百万円

履行義務の充足に係る進捗度（以下、進捗度という。）に基づく収益認識にあたっては、工事収益総額、工事原価総額及び事業年度末における工事進捗度を合理的に見積もる必要があります。

進捗度の見積りにあたっては、各報告期間の期末日までに発生した工事原価の見積工事原価総額に占める割合に基づき行っております。また、進捗度に基づく収益認識の基礎となる工事原価総額は工事契約ごとに工事予算管理資料を使用して見積もっております。

工事原価総額の見積りは、当事業年度末に施工中の工事の内容や工期に重要な変更がないものと仮定して作成しておりますが、工事契約締結後の工事契約を取り巻く状況変化によって工事内容や工期に変更が生じる可能性があり、その見積りに不確実性を伴っております。

その結果、翌事業年度の計算書類において進捗度に基づく収益認識金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

##### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

###### ① 担保に供している資産

(単位：百万円)

資	産	金	額
建	物		121
土	地		210
	計		331

###### ② 担保に係る債務

(単位：百万円)

債	務	金	額		
短	期	借	入	金	600
	計			600	

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 10,100百万円

(3) 賃貸不動産の減価償却累計額 326百万円

(4) 関係会社に対する短期金銭債権 339百万円

関係会社に対する長期金銭債権 486百万円

関係会社に対する短期金銭債務 751百万円

## 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	1,295百万円
仕入高	444百万円
営業取引以外の取引高	545百万円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	370,872株
------	----------

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

### 繰延税金資産

貸倒引当金	2
賞与引当金	131
減損損失	9
関係会社株式	134
その他	85
繰延税金資産小計	363
評価性引当額	△171
繰延税金資産合計	191

### 繰延税金負債

前払年金費用	156
その他有価証券評価差額金	211
固定資産圧縮積立金	34
その他	0
繰延税金負債合計	403

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)三洋工業九州システム	所有 直接100%	製品の購入 製品の販売 従業員の兼任 資金の借入	金物・資材の販売(注1)	271	受取手形	54
				資金の借入(注2)	0	売掛金	18
				支払利息	0	短期借入金	100
子会社	(株)三洋工業東北システム	所有 直接100%	製品の購入 製品の販売 従業員の兼任 資金の借入	金物・資材の販売(注1)	314	受取手形	45
				資金の借入(注2)	0	売掛金	21
				支払利息	0	短期借入金	400
子会社	スワン商事(株)	所有 直接100%	製品の購入 製品の販売 従業員の兼任 資金の貸付	資金の貸付(注3)	0	売掛金	2
				資金の返済	18	短期貸付金	8
				受取利息	3	長期貸付金	486

(注1) 販売価格の取引条件は、市場価格、総原価を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 資金の借入利息については、市場金利を勘案して決定しております。

(注3) 資金の貸付利息については、市場金利を勘案して決定しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

5,792円05銭

1株当たり当期純利益

516円80銭

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

三洋工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 高広  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 村松 通子  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三洋工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三洋工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

三洋工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 高広  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 村松 通子  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三洋工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第91期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、法務監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月8日

三洋工業株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 原 田 実 ㊟

監査等委員 堀之北 重 久 ㊟

監査等委員 萩 原 園 子 ㊟

(注) 監査等委員堀之北重久及び萩原園子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は株主の皆様への利益還元を重要な経営政策の一つと考えており、会社の収支状況を基に、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

この方針に基づき慎重に検討しました結果、当期の期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1株当たり金55円

総額173,202,040円

なお、中間配当金として1株当たり金50円をお支払いしておりますので、当事業年度の年間配当金は1株当たり105円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年6月27日

(参考：今後の配当方針の変更について)

中期3ヵ年経営計画で記載のとおり、今後は連結配当性向45%以上を目途に配当金額の維持向上に努めてまいります。

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員は任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しまして、監査等委員会は全ての取締役候補者について適任であると判断いたしております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	やま ぎし しげる 山 岸 茂 (1976年3月29日生)	2007年4月 当社入社 2010年4月 当社営業統括部営業企画グループ長 2012年4月 当社経営企画室課長 2014年4月 当社生産統括部長 2014年6月 当社執行役員生産統括部長 2015年6月 当社取締役生産統括部長 2016年4月 当社取締役購買部長 2019年6月 当社常務取締役購買部長兼子会社担当 2021年4月 当社常務取締役子会社担当 2021年6月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	11,400株
<p><b>【選任の理由】</b>                      これまで経験した多部門における幅広い知見等を有し、2021年6月より当社の代表取締役社長を務めており、企業価値の向上を強力に推進するために適切な人材であると判断したため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
2	すず き まさ はる 鈴 木 将 晴 (1961年10月10日生)	1985年4月 当社入社 2006年4月 当社営業統括部営業グループ長 2011年6月 当社取締役営業統括部長兼子会社担当 2016年6月 当社常務取締役営業統括部長兼子会社担当 2019年6月 当社常務取締役営業統括部長 2021年4月 当社常務取締役営業統括部長兼開発統括部長兼技術研究所長 2022年4月 当社常務取締役開発統括部長兼技術研究所長 (現在に至る)	9,900株
<p><b>【選任の理由】</b>                      常務取締役開発統括部長として、当社グループの研究開発の推進に向け、これまでの豊富な営業経験や知見を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	たけだ しんご 武田 眞吾 (1959年4月29日生)	1982年4月 当社入社 2009年4月 当社執行役員生産統括部長 2011年6月 当社取締役生産統括部長兼購買・開発担当 2014年4月 当社取締役生産・購買・開発担当 2016年4月 当社取締役生産統括部長兼開発担当 2019年4月 当社取締役生産統括部長兼開発統括部長 兼技術研究所長 2019年6月 当社常務取締役生産開発統括部長 2021年4月 当社常務取締役生産統括部長兼購買担当 (現在に至る)	7,800株
<b>【選任の理由】</b> 常務取締役生産統括部長として生産部門を牽引し、購買部門の担当を務めてきた実績と、これまでの豊富な経験や知見を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
4	よし み のり あき 吉見 紀昭 (1960年9月12日生)	1984年4月 当社入社 2008年4月 当社東京営業所長 2013年6月 当社執行役員東京営業所長 2014年4月 当社執行役員関東支店長兼東京営業所長 2015年4月 当社執行役員関東支店長 2018年6月 当社取締役関東支店長 2021年6月 当社取締役関東支店長兼子会社担当 2022年4月 当社取締役営業統括部長兼子会社担当 2024年6月 当社常務取締役営業統括部長兼子会社担当 (現在に至る)	7,600株
<b>【選任の理由】</b> 常務取締役営業統括部長として営業部門を牽引し、また子会社部門を担当してきた実績と、これまでの豊富な営業経験や知見を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	<p>そのだたかゆき 園田崇之 (1964年8月1日生)</p>	<p>1987年4月 株式会社三和銀行入行 (現 株式会社三菱UFJ銀行) 2016年11月 当社財務部顧問 (同行より出向) 2017年10月 同行退行 2017年11月 当社入社 財務部長 2019年6月 当社執行役員管理統括部財務部長 2021年4月 当社執行役員管理統括部財務部長兼 会計課長兼情報管理部長 2022年6月 当社取締役財務部長兼会計課長兼情報 管理部長 2022年7月 当社取締役財務部長兼情報管理部長 (現在に至る)</p>	5,500株
<p>【選任の理由】 取締役として財務部門と情報管理部門を牽引してきた実績や知見を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
6	<p>おおうちかずひこ 大内一彦 (1965年11月18日生)</p>	<p>1988年4月 株式会社第一勧業銀行入行 (現 株式会社みずほ銀行) 2018年7月 当社法務監査室顧問 (同行より出向) 2019年4月 当社法務監査室長 (同行より出向) 2019年6月 同行退行 2019年7月 当社入社 2020年6月 当社執行役員法務監査室長 2022年4月 当社執行役員管理統括部総務部長 2022年6月 当社執行役員総務部長 2024年4月 当社執行役員総務部長兼経営企画室長 2024年6月 当社取締役総務部長兼経営企画室長兼法 務監査担当 (現在に至る)</p>	600株
<p>【選任の理由】 取締役として総務部門と経営企画部門、法務監査部門を牽引してきた経験や知見を踏まえ、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。  
2. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約によって填補することとしております。(ただし、被保険者による法令または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為については除く。)各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役 後藤馨悦氏は、2025年2月12日に逝去されました。

つきましては、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
うえ くら ゆたか 植 草 寛 (1967年9月24日生)	1991年10月 監査法人朝日新和会計社入社 (現 有限責任あずさ監査法人) 1995年4月 公認会計士登録 2007年6月 有限責任あずさ監査法人 社員(現 パートナー) 2024年6月 有限責任あずさ監査法人退社 2024年7月 植草寛公認会計士事務所代表 (現在に至る)	—
<b>【選任の理由及び期待される役割の概要】</b> 公認会計士としての専門的な知識や豊富な経験、高い見識を有しており、専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しております。なお、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役として適任と判断し、新たに選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 植草寛氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。  
2. 植草寛氏は社外取締役候補者であります。  
3. 植草寛氏の選任が承認された場合には、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。  
4. 植草寛氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります。  
5. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約によって填補することとしております。(ただし、被保険者による法令または取締役法に違反することを認識しながら行った行為については除く。)植草寛氏が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても更新を予定しております。

## 【ご参考】スキルマトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の各取締役の主な専門性及び経験は以下のとおりであります。

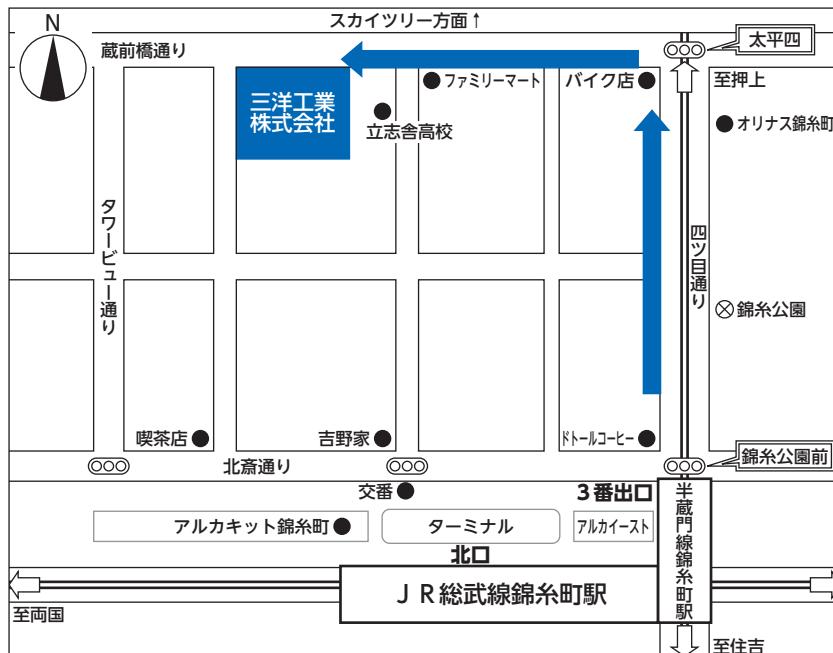
	氏名	会社における地位 (予定)	性別	専門性及び経験						
				企業経営 経営戦略	営業・ マーケティング	研究開発	生産・調達	人事・労務	財務・会計	法務・ リスク管理
1	山岸 茂	代表取締役社長	男性	●	●		●			
2	鈴木 将晴	常務取締役	男性	●	●	●				
3	武田 眞吾	常務取締役	男性	●		●	●			
4	吉見 紀昭	常務取締役	男性	●	●					
5	園田 崇之	取締役	男性	●					●	
6	大内 一彦	取締役	男性	●				●		●
7	原田 実	取締役 常勤監査等委員	男性	●				●	●	●
8	堀之北重久	社外取締役 監査等委員	男性						●	
9	萩原 園子	社外取締役 監査等委員	女性							●
10	植草 寛	社外取締役 監査等委員	男性						●	

(注) 上記一覧は、各候補者のすべての専門性及び経験を表すものではありません。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都墨田区太平二丁目9番4号 三洋ビル  
三洋工業株式会社 本社  
電話 03-5611-3451



※ご来場の株主様へのお土産は廃止させていただいております。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

【御案内】 最寄駅 JR総武線錦糸町駅北口 徒歩7分

東京メトロ半蔵門線錦糸町駅 3番出口 徒歩6分

(お願い) 駐車スペースがございませんので、当日のお車でのご来社は  
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

